

旧	新
<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00019 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>（てん補範囲等） 第 3 条 1 項～ 2 項 （略）</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、技術提供契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上<u>与信管理区分 P</u>又は<u>事故管理区分 R</u>に格付けされている場合</p> <p>二 技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上<u>与信管理区分 G</u>以外の<u>管理区分</u>に格付けされている場合（約款第 4 条第 12 号又は第 13 号に該当する事由により生じた損失を除く。）</p> <p>4 日本貿易保険は、第 2 項に掲げる場合のほか、技術提供契約等の相手方（技術提供契約等の締結の相手方と当該技術提供契約等に係る対価等の支払人が異なる場合には、当該支払人）が保険契約の申込時において名簿上 E M、E F 若しくは E C に格付けされている場合又は<u>与信管理区分 P</u>若しくは<u>事故管理区分 R</u>に格付けされている場合には、約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 第 3 項第 1 号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（以下「I L C」という。）により対価等が決済される場合（I L C の発行銀行が保険契約の申込時において名簿上<u>与信管理区分 G</u>又は S A に格付けされている場合に限る。）には、当該 I L C 取得後、日本貿易保険は、約款第 4 条第 12 号から第 14 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じる。</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00019 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 <u>平成 18 年 9 月 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>（てん補範囲等） 第 3 条 1 項～ 2 項 （略）</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、技術提供契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上<u>名簿区分 P</u>又は<u>事故管理区分 R</u>の場合</p> <p>二 技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上<u>G S 格、G A 格又は G E 格</u>以外に格付けされている場合（約款第 4 条第 12 号又は第 13 号に該当する事由により生じた損失を除く。）</p> <p>4 日本貿易保険は、第 2 項に掲げる場合のほか、技術提供契約等の相手方（技術提供契約等の締結の相手方と当該技術提供契約等に係る対価等の支払人が異なる場合には、当該支払人）が保険契約の申込時において名簿上 E M 格、E F 格若しくは E C 格に格付けされている場合又は<u>名簿区分 P</u>若しくは<u>事故管理区分 R</u>の場合には、約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 第 3 項第 1 号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（以下「I L C」という。）により対価等が決済される場合（I L C の発行銀行が保険契約の申込時において名簿上<u>G S 格、G A 格、G E 格又は S A 格</u>に格付けされている場合に限る。）には、当該 I L C 取得後、日本貿易保険は、約款第 4 条第 12 号から第 14 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じる。</p>

以下（略）

以下（略）

附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。